

平成19年7月25日開催

地方財政審議会 第19回固定資産評価分科会

会 議 資 料 2

(報告事項)

平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しと
固定資産税の償却資産の評価について

資 料 目 次

	(頁)
平成 19 年度税制改正における減価償却制度の見直しと固定資産税の償却資産の評価について	
・平成 19 年度地方税制改正要旨（抜粋）	1
・法人所得課税の減価償却方法と固定資産税の評価方法について（イメージ）	2
・法人所得課税と固定資産税の考え方の相違について	3
・税務会計と固定資産税における取扱いの相違点について	4
・諸外国における所得課税と資産課税の比較について	5

平成19年度地方税制改正要旨(抜粋)

第1 平成19年度改正の主要項目

1 法人所得課税における減価償却制度の見直し

(1) 残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、残存価額を廃止する。

この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数とする。

(2) 償却可能限度額の廃止

償却可能限度額を廃止する。

- ① 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとする。

定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することとする。これにより、定率法を採用している場合にも、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとする。

この一定の金額とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額とするが、納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース(初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース)を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする。

- ② 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却ができることとする。

(3) 法定耐用年数の見直し

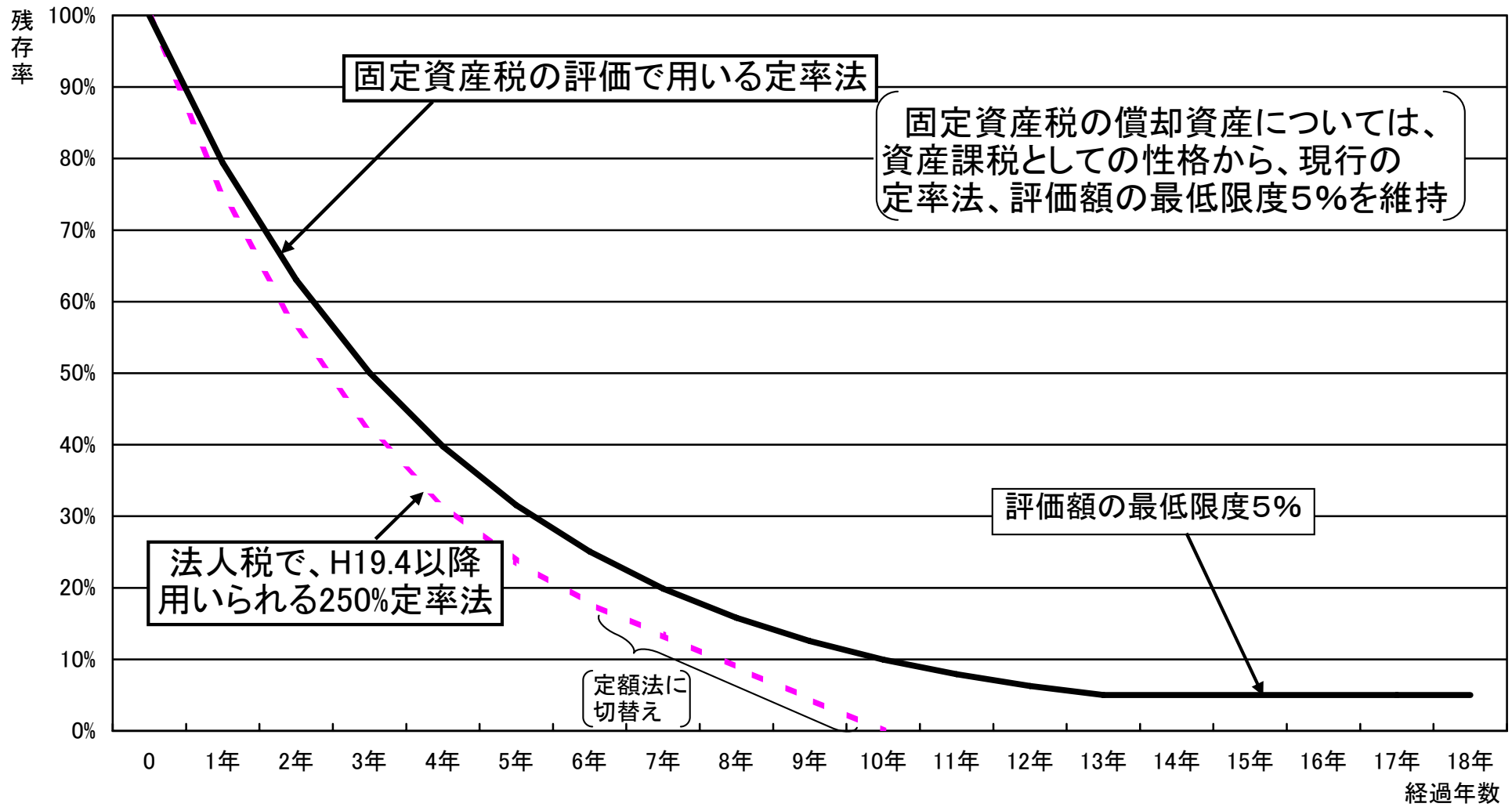
次の3設備について、法定耐用年数を短縮する。

- ① フラットパネルディスプレイ製造設備 5年(現行10年)
② フラットパネル用フィルム材料製造設備 5年(現行10年)
③ 半導体用フォトレジスト製造設備 5年(現行8年)

なお、平成20年度税制改正に向け、減価償却資産の使用の実態等について更に調査・分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手續簡素化について検討する。

- (4) 固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

法人所得課税の減価償却方法と固定資産税の評価方法



※ 定率法に係るもののみ記載

法人所得課税と固定資産税

○ 法人所得課税は、毎年度の収益に対し課税するもの。

減価償却の考え方 ⇒ 期間収益に対応し、償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用化するために、毎年度の償却額を求めるもの。

見直した場合 → 設備投資を早期に費用化 → 課税の繰延べ

○ 固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年度経常的に課税するもの。

資産評価の考え方 ⇒ 資産価値に応じた課税を行うために、減価を行い残価(現在価値)を求めるもの。

見直した場合 → 評価額が低下 → 毎年度減収





税務会計と固定資産税における取扱いの相違点について

項 目	法人税	固定資産税
償却の方法	定額法、定率法の選択制 (平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ) 【定率法選択の場合】 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は、「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	定率法のみ ※ 減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ
特別償却・割増償却	認められる	認められない
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	備忘価額(1円)まで	取得価格の100分の5
改良費	合算評価	区分評価

※ 固定資産税の評価においては、応益的な性格に鑑み、政策的な配慮は認めていないなど、国税における取扱いとは相違。

諸外国における所得課税と資産課税の比較

○ 諸外国においても、所得課税の償却方法と資産課税の評価方法は異なる。

国名		日本 	アメリカ 	フランス 	韓国 
所得課税	名称	法人税	連邦法人税	法人税	法人税
	償却方法	定率法又は定額法	定率法又は定額法	定率法又は定額法	定率法又は定額法
	残存価額	10%→0	0	0	5%
	償却可能限度額 ()内は残存簿価	95%→100% (5%)→(備忘価額1円)	100% (0)	100% (0)	100% (備忘価額1ウォン)

名称		固定資産税	財産税	職業税	財産税(※1)
資産課税	課税標準 [評価方法]	適正な時価 (取得価額から定率法の減価分を控除した額 法人税と異なる取扱い有り)	適正な時価 (連邦法人税と異なる資産 毎の評価方法)	償却資産の 貸貸評価額 (取得価額の16%)	適正な時価 (法人税と異なる資産 毎の評価方法)
	評価額の最低限度	取得価額の5%	オハイオ州 17.4% カリフォルニア州 9% ジョージア州 20% バージニア州 10% (※3)	取得価額の16%	(※2) 基準価格の10%

※1: 韓国の財産税の課税対象は、土地に定着した構造物等である。

※2: 「基準価格」とは、取得価額を補正した価格

※3: 耐用年数7年程度の機械装置の例であり、州・郡により異なる。